

2川健介保第243号
令和2年4月14日

市内総合事業指定介護事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の
取扱いについて（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応にかかる介護サービスの運営及び請求については、厚生労働省発出の通知に沿って御対応等をお願いしているところです。

これらを受けまして、介護予防・生活支援サービス事業につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月13日時点で第8報まで発出済み）を準用して運用・請求くださいますようお願いいたします。

なお、通知は本市ホームページに掲載しておりますので、御確認くださいますようお願いいたします。

【掲載場所】

川崎市ホームページ>くらし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度
>事業者入口>指導・監査関係>令和2年度 指導・監査関係情報>介護事業所等における
新型コロナウイルス感染症への対応等について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>

(介護保険課給付係担当)

電 話 044-200-0447

FAX 044-200-3926